

電気自動車等購入費補助金

設備の概要

※電気自動車とは、電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいい、4輪のものに限る）をいう。

※プラグインハイブリッド自動車とは、電池によって駆動する電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車をいう

概要

成田市では、省エネルギー設備の普及促進・環境への負荷低減・地球温暖化の防止等環境の保全のため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車(以下、電気自動車等という)を購入した市民に、予算の範囲内において補助を実施しています。

申請期間

令和8年3月10日（火）まで（購入（納車）年度のみ申請受付）

補助金額（令和7年度申請）

上限額 自宅に太陽光発電システムがある場合：10万円（同時設置も含む）

自宅に太陽光発電システムとV2H充放電設備がある場合：15万円（同時設置も含む）

【補助金額の計算式】

補助金額＝本体購入費－消費税と地方消費税－国等からの補助金

上の計算により補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金額とします。

本体購入費については、購入するために最低限必要となる費用となります。

（補助対象経費に含めることができるのは本体を購入するに当たり必要となった費用のみになります。オプション等の費用は含めることが出来ません。）

補助金については、購入した電気自動車等を設置する住宅に居住する人それぞれにつき1回の交付となります。

対象者

自分が住む市内の住宅に購入した新車の電気自動車等を設置した個人で、次のいずれにも当てはまる方

■上記住宅の所在地に住民登録していること

■市税を滞納していないこと

■申請する年度の3月10日までに納車され、申請書類一式を提出できること

■購入した電気自動車等を設置する住宅に太陽光発電システムが設置され、発電した電力がその住宅で消費され、かつ電気自動車等に供給することが出来ること

対象となる車両

■申請者が新車として購入したものであること（中古の輸入車の初度登録車を除く）

■自動車検査証の記載が次の通りであること

・燃料の種類：電気自動車については「電気」、

プラグインハイブリッド自動車については「ガソリン・電気」または「軽油・電気」

・用途：「乗用」 ・自家用又は事業用の別：「自家用」

・使用の本拠の位置：住宅の所在地と同じ

・交付年月日及び初度検査年月が申請をする年度内であること

■国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象として登録されているもの

申請方法等

受付窓口

市役所5階環境計画課

申請方法

電気自動車等を納車後、受付窓口に次の申請書類を提出してください。（郵送の場合は3月10日必着となります。）

下記項目について提出前に確認を行い、右側のチェック欄に「✓」を入れてください。

申請書

1	申請者の欄に住所・電話番号の記入。記名押印又は本人の署名があるか。	
2	申請金額に誤りはないか。（上限10万円または15万円）	
3	車両本体価格の税抜金額が正しく記載されているか。※オプションや自賠責等を除く金額	
4	【同時に複数の機器を申請する場合】 申請金額は、申請する機器すべてを足した金額になっているか。	
5	同意の署名欄に署名があるか。（署名が無い場合、「住民票」と「市税の納税状況を確認する書類」の提出が必要になります。）	
6	提出日が、電気自動車等を購入契約・納車した年度内であるか。	

自動車検査書の写し

- ①燃料の種類が「電気」または「ガソリン・電気」または「軽油・電気」であるか。
- ②用途が「乗用」であるか。
- ③自家用又は事業用の別が「自家用」であるか。
- ④使用の本拠地が住宅の所在地と同じであるか。
- ⑤所有者と使用者の欄が申請者と同じであるか。

1	⑤について、ローン購入でクレジット契約等により所有者と使用者が異なる場合は次のいずれかの書類が必要となります。 ・保管場所標章番号通知書の写し ・申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し	
2	①～⑤について確認できない事項がある場合は追加で自動車車検証記録事項が必要となります。	

太陽光発電システムの設置を確認するいずれかの写し※同時申請の場合は不要

- ・太陽光発電の売電明細
- ・「接続契約のご案内」
- ・太陽光発電システムの保証書
- ・特定契約締結に係る書類

※いずれの書類においても住所・氏名の確認できる物に限る

太陽光発電システムから充電できることを確認するいずれかの書類※V2H充放電設備同時申請の場合は不要

- ・充電設備の保証書（写し）
- ・充電設備の設置状況と設置機器の型式が確認できるカラー写真

V2H充放電設備の設置を確認するいずれか書類※同時申請の場合は不要

- ・V2H充放電設備の保証書（写し）
- ・V2H充放電設備の設置状況及び設置機器の型式が確認できるカラー写真

電気自動車等の購入に係る経費の内訳が記載された売買契約書の写し

- ・電気自動車等の購入に係る契約書であることが明確なもの。
- ・そのほかの経費との合計のみが記載されていて、本体購入費について明確でない場合には、追加で内訳書などの提出が必要となります。
- ・そのほか、契約者の名義は申請する方と同一であるなど、申請内容や市が定めている条件と整合していることが必要です。

1	契約者は申請者と同一であるか。	
2	本体の購入に係る経費が確認できるか。(そのほかの経費と合算した金額のみが記載されている場合は、追加で内訳書などの提出が必要となります。)	

電気自動車等の購入に係る支払を証する書類の写し（領収書等）

- ・電気自動車等の購入に係る支払を証する書類であること、及び支払金額について明確なもの。
- ・そのほかの経費との合計金額のみが記載されていて、電気自動車等の本体購入に係る支払金額について明記されていない場合には、追加で内訳書などの提出が必要となります。
- ・そのほか、宛名は申請する方と同一であるなど、申請内容や市が定めている条件と整合していることが必要です。（通帳の写しや振り込み明細書は不可）

1	宛名は申請者と同一であるか。	
2	本体の購入に係る経費が確認できるか。(そのほかの経費と合算した金額のみが記載されている場合は、追加で内訳書などの提出が必要となります。)	
3	契約書に記載されている金額と整合性が取れているか。	

電気自動車等の納車状況を確認できるカラー写真

- ①購入した電気自動車等を設置する建物全体を写したもの（太陽光発電システムのモジュールが写るように）
- ②自宅で、車両の全体とナンバープレートを含めて撮影したもの
※販売店等で撮影した物は不可

1	①について、太陽光発電システムのモジュールが写っているか。 (写せない場合は事前に電話にてご相談下さい)	
2	②について、文字が読めるように写してあるか。	
3	白黒写真ではないか。	

住民票の写し

担当職員が公簿等により確認することに申請書内で同意される場合、提出が不要となります。（申請書内に同意の署名欄があります。）

1	提出する場合、発行から3ヶ月以内であるか。	
---	-----------------------	--

市税の納税状況を確認できる書類

担当職員が公簿等により確認することに申請書内で同意される場合、提出が不要となります。（申請書内に同意の署名欄があります。）過去にさかのぼって確認できる全ての期間で、市に納める全ての税目が対象です。

1	提出する場合、発行から3ヶ月以内であるか。	
---	-----------------------	--

電気自動車等の共有者がいる場合には、共有者から市補助金の申請に関する承諾を受けている書類

1	共有者と申請者の氏名・住所が記載されているか。	
2	共有者が申請者の申請を承諾している文言が明記されているか。	
3	共有者本人が署名しているか。	

国等からの補助金が確定した旨を確認できる書類の写し(国等からの補助金の交付を受けている場合)

・国等から発行される確定通知書か。

1	確定通知書が間に合わない場合は、国等から発行される決定通知書または、審査中であることがわかる書類と国等の補助金額が分かる書類が必要となります。	
---	---	--

国等からの補助金の交付を受けていない場合

1	国等の補助金を受けないことの理由について明確に記載されているものか	
---	-----------------------------------	--

その他

1	申請書以外の提出書類は原本ではないか。(申請書類はお返しできません。)	
---	-------------------------------------	--

交付の決定

申請を受け付けた順に書類審査のうえ、申請された方に交付決定通知書、または却下通知書をお送りします。

補助金の交付

交付決定通知書が届いた方は、同封の請求書に必要な事項を記入のうえ提出してください。ご指定の口座にお振り込みします。

処分の制限

本補助金により導入した設備は、市長の承認を受けずに、譲渡や貸付、廃棄等の処分を行わないでください。ただし、下に示す期間（「処分制限期間」といいます。）の経過後は処分することができます。（期間については設置工事完了日または引渡し日より計算します。）

・制限される処分等：目的外使用、譲渡、貸付、担保に供する、取り壊し、廃棄等

・処分制限期間：電気自動車・プラグインハイブリッド自動車4年

そのほか

・国の電気自動車等に関する補助制度については、（一社）次世代自動車振興センターが問合せ、受付窓口になっています。市では申請や問い合わせなどを承っておりませんのでご了承ください。国の制度と市の制度は併用可能ですが、申請等はそれぞれにさせていただく必要があります。

そのほか、くわしくは市ホームページまたは成田市環境計画課へ

ホームページ：<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page111200.html>

成田市環境部環境計画課 〒286-8585 成田市花崎町760番地

電話番号：0476-20-1533 FAX番号：0476-22-4449

メールアドレス：kankei@city.narita.chiba.jp